

# イエローカードの撲滅を目指して!

## その5 「燃える大型ごみ」「金物・ガレキ」

### 燃える大型ごみとは?

家庭用燃えるごみの日には大きくて(30cm以上)出せない  
**燃えるもの**  
(例)布団、じゅうたん、木製品、皮製品、剪定した太い枝、ホース、プラスチック製品

### 金物・ガレキとは?

金属、ガラス、セトモノなどの  
**燃えないもの**  
(例)ワープロ、ビデオデッキ、自転車、やかん、傘、茶碗、コップ、土鍋、化粧品の瓶

### よくあるルール違反!

#### ●収集日の間違え

「燃える大型ごみ」の指定日に「金物・ガレキ」又は、「金物・ガレキ」の指定日に「燃える大型ごみ」が出されている。

#### ●町で「収集しないもの」が出ている

- ・畳、ピアノ、オルガン、タイヤ、消火器、バッテリーなど
- ・家庭用パソコン、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)  
※法律によりリサイクルすることが定められています。



### 町で収集しないものの処分方法は?

- ・畳やピアノなど

それぞれ取り扱っている販売店や専門業者に依頼してください。

- ・家庭用パソコン(リサイクル料金が必要です)

各パソコンメーカーにお問い合わせください。

なお、メーカーがないパソコン(自作パソコン等)は「有限責任中間法人パソコン3R推進センター」で回収し、リサイクルしています。☎03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp>

- ・家電4品目(リサイクル料金が必要です。)※詳しくは来月号でお知らせします。

1. 購入店など家電小売店に引き取ってもらう。

2. 町の許可業者へ、収集運搬費を支払い、処理を代行してもらう。

3. 郵便局でリサイクル券を購入し、自分で指定引取り場所へ持ち込む。

この写真は、9月の「金物・ガレキ」収集後のステーションの状況です。

収集されなかった理由は、冷蔵庫・タイヤ・テレビ・パソコンなど**町で収集しないもの**や、布団・じゅうたん・木製品・プラスチック製品の風呂のふたなど、**燃える大型ごみ**だったからです。



ルール違反ごみは出した人が持ち帰り、処分しなければなりません。しかし、それらのごみは、そのまま放置され続け、減ることも無く、日を増すごとに増えるばかりでした。

環境保全のため、厳しい財政状況ではありますが、町の税金で処分しました。